

きれいな水を未来につなぐために～公共下水道への接続のお願い～

衛生的で快適な生活環境を作り出すため、現在市では下水道を整備しています。下水道が整備され、使えるようになった地区に家屋を所有している方は、台所やお風呂、トイレなどの排水を下水道に流せるよう排水設備を設置し、下水道へ接続しなければなりません。

下水道が供用開始されたら早期の接続を 《浄化槽ご使用の方》

現在、浄化槽をご使用の方は、下水道法により遅滞なく下水道に接続しなければなりません。（下水道法第10条）

《くみ取り便所をご使用の方》

現在、くみ取り便所をご使用の方は、3年以内に下水道へ直接流す水洗便所に改造し、下水道に接続しなければなりません。（下水道法第11条の3）

排水設備(下水道接続)工事は指定工事店で

排水設備工事は、公共下水道の適正利用を確保するために、必ず市に登録された「指定工事店」へお申し込みください。

指定工事店一覧表は、下水道課窓口で配布しています。また、市公式ウェブサイトでもお知らせしています。

下水道に流してはいけないもの

- ティッシュペーパー、衛生用品等
- 天ぷら油、ラードなどの油類等
- 高濃度の薬品、洗剤やペンキの原液等
- ガソリン、灯油、シンナーなどの可燃物等

これらは、下水道管の詰りや損傷の原因となることに加え、下水処理場の機能低下につながります。

問 下水道課 ☎441・7116



STOP!! カスタマーハラスメント

以下の行為はカスタマーハラスメントになる可能性があります。



長時間の拘束



過度な要求



暴言



SNSへの投稿

このほか、身体的・精神的な攻撃、威圧的な言動、土下座の要求、継続的・執拗な言動、拘束的な行動、差別的な言動、性的な言動、職員個人への攻撃、要求もカスタマーハラスメントに該当すると考えられます。（イラスト出典：愛知県）

市民の皆様からの御意見や御要望は、より良い市政を実現するため大変貴重なものであり、真摯に受け止め、誠実かつ公正に対応しております。

しかし、これらの御意見、御要望の中には、職員の人格を否定する言動や暴力を伴うものなど、職場環境や職員の心身の健康を損なうものもあり、業務への支障や他の利用者へのサービスの低下を招くものもあります。

本市では、職員が安心して働くことのできる職場環境を整備し、より質の高い行政サービスを提供するため、カスタマーハラスメントに対する基本方針を策定し、専門の弁護士や警察などの関係機関とも連携しながら、毅然とした態度で組織的に対応していきます。

なお、カスタマーハラスメントや不当要求行為対策として、やりとりを録音する場合がありますので、御理解、御協力をお願いします。

問 人事秘書課 ☎444・1713